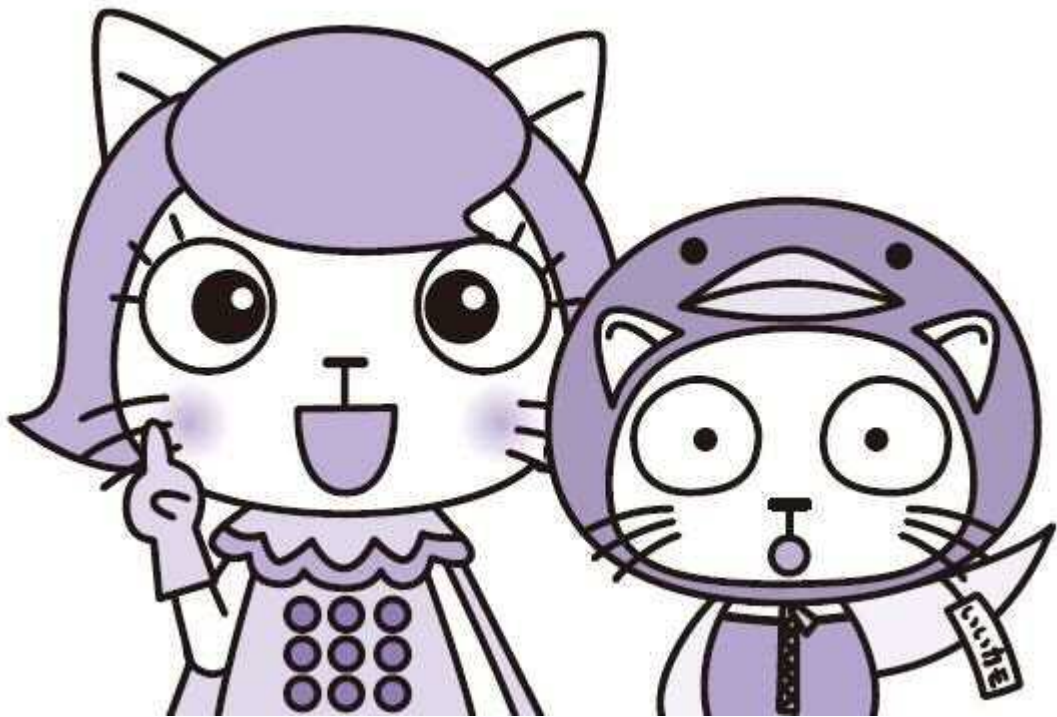


## Ⅶ 施策推進のための 行政体制の充実



平成28年度の事業概要	平成27年度の実績	実績評価
<p><b>1 消費者意見の反映（経済労働局）</b></p> <p>(1) 川崎市消費者行政推進委員会                      消費者行政推進委員会は市民の代表で構成され、「川崎市消費者行政推進計画」の策定、苦情の処理・あっせん・調停、訴訟の援助、消費者支援協定の施策について審議する。                      委員の構成（9名）                          学識経験者    4名                          消費者        3名                          事業者        2名</p> <p>(2) 消費生活モニター                      消費生活モニターを公募し、消費生活に関する意見・提案、暮らしの中の情報を聴取するとともに、アンケート調査、各種の研修会等を実施し、消費生活における各種知識の普及・啓発及び消費者リーダーの育成に努める。                      定員    20名程度                      任期    約1年</p>	<p><b>1 消費者意見の反映</b></p> <p>(1) 川崎市消費者行政推進委員会                      第1回 平成27年5月25日（月）                      【議題】                      ・第21期川崎市消費者行政推進委員会委員長及び副委員長の選出について                      ・苦情処理部会委員の選出について                      第2回 平成27年9月18日（金）                      【議題】                      ・平成26年度消費生活相談年報について                      ・平成27年度消費者行政事業概要について                      ・川崎市消費者行政センターの条例化について                      第3回 平成27年11月20日（金）                      【議題】                      ・川崎市消費者行政センターの条例化について                      ・消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務について                      第4回 平成28年3月18日（金）                      【議題】                      ・川崎市消費生活センター条例の制定について                      ・平成28年度の予算について                      ・平成27年度苦情処理部会の報告</p> <p>(2) 消費生活モニター                      平成27年度消費生活モニター    34名                      ・研修会・講演会                          委嘱式・研修会    平成27年4月28日（火）                          消費者行政センターの業務について 他                          講座「悪質商法に気をつけよう                              ～最近の相談事例から～」                      第1回意見交換会 平成27年7月25日（木）                          「私たちの暮らしのすべては世界につながっている～商品の一生を知ろう～」                      第2回意見交換会 平成27年11月10日（火）                          「近年の食中毒事例からみた家庭での予防法について」                      終了式・研修会    平成28年3月10日（木）                          モニター活動報告 他                          講座「落語で学ぶ悪質商法」                      ・モニター通信    提出数    27通                      ・モニターアンケート    3回</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>IV</p>

Ⅶ 施策推進のための行政体制の充実

平成 28 年度の事業概要	平成 27 年度の実績	実績 評価
<p>(3) 川崎市食の安全確保対策懇談会 食の安全に関する課題等に対し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、川崎市の食の安全確保施策の充実に向けて意見を聴取する。</p> <p>委員の構成（10名）</p> <p>学識経験者 2名 消費者 4名 事業者 4名</p> <p>(4) 市長への申出 消費者条例に定める市の措置がとられていないときや、同条例に違反する事業活動について、広く市民の消費生活に支障が生じるおそれがあると認めるときは、市民が、市長に条例で定めている措置をとるよう申し出ることにより、消費生活上の支障の拡大を防止する。</p>	<p>(3) 川崎市食の安全確保対策懇談会 第1回 平成27年7月10日（金） 【議題】 ・「川崎市食品衛生監視指導計画」（平成26年度実施結果と27年度計画）について 第2回 平成27年11月20日（金） 【議題】 ・川崎市における食品・水道水からの放射性物質検出の問題への取組について ・「食生活と安全」について 第3回 平成28年2月16日（火） 【議題】 ・「平成28年度川崎市食品衛生監視指導計画（案）」について ・「食生活と安全」（案）について</p> <p>(4) 市長への申出 市長への申出はなかった</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>
<p>2 消費者行政の円滑な推進（経済労働局）</p> <p>(1) 庁内関係局との連携 消費者行政は広範囲に及ぶため、市全体で横断的な取組みが必要となる。消費者行政連絡調整会議、多重債務関係連絡会議など開催し、庁内関係局と消費者行政を円滑に推進していく。</p>	<p>2 消費者行政の円滑な推進</p> <p>(1) 庁内関係局との連携 ・多重債務者関係連絡会議研修会 平成27年11月9日（月）</p>	<p>◎</p>

平成 28 年度の事業概要	平成 27 年度の実績	実績 評価
<p>(2) 関係行政機関及び団体との連携強化 国及び他の地方公共団体等の連携を強化し、引き続き情報交換等に努め円滑な消費者行政を推進する。</p> <p>(3) 権限の委任及び移譲等に対する執行体制の整備 地方分権の推進に伴い、国や県からの事務権限の委任や移譲等に対して、執行体制の整備を行い、円滑な消費者行政を推進する。</p>	<p>(2) 関係行政機関及び団体との連携強化 消費者庁、関係省庁、都道府県、政令指定都市との情報交換会議に出席した。 (主な会議) ・消費者行政ブロック会議（関東ブロック） ・全国消費生活センター所長会議 ・大都市消費者行政担当部課長連絡会議 ・都道府県等消費者行政担当課長会議 ・関東甲信越ブロック消費生活センター所長会議 ・市町村消費生活行政担当課長会議 ・神奈川県市町村消費生活行政担当課長会議 ・南関東ブロック消費者センター商品テスト担当者会議 ・P I O-N E T 運営連絡会議 ・関東電気通信消費者支援連絡会 ・消費生活相談担当者会議 ・神奈川県消費者被害拡大防止連絡会議 ・神奈川県多重債務者対策協議会 ・神奈川県多重債務者対策協議会「多重債務相談担当者連絡会」 ・首都圏主要都県市と J A R O との懇談会</p> <p>(3) 権限の委任及び移譲に対する執行体制の整備 国からの事務権限の委任や移譲の調査に対し、庁内で調整した。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>